



『森の国・木の街』づくり宣言」への参画について

亀山市は、今月3日、農林水産省林野庁が進めている「『森の国・木の街』づくり宣言」に参画しました。

『森の国・木の街』づくり宣言は、建築物の木造化や木材利用の効果の“見える化”を通じて、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化の防止や地域の活性化を目指すもので、国が昨年10月から自治体・企業等へ参画を呼び掛けているものです。

本市では、「亀山市木材利用方針」に基づき、公共建築物の木造・木質化をはじめ、日常生活や事業活動など民間での積極的な木材利用の促進に努めており、この方針と本宣言の趣旨が合致することから、この度の参画を決めたところです。なお、県内自治体では、三重県に次いで本市が市町初の参画となります。

今後、SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）※などを活用し、木材利用による炭素貯蔵効果の見える化を図るほか、市県産材の活用事例を紹介するなど、本市の豊かな森林の恵みを未来へ継承できるよう木材利用を推進してまいります。

※SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）

地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者（原油換算で年間1,500キロリットル以上を使用する者など）にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。